

平成21年度第2回富山県環境審議会議事録（概要）

1. 小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて（答申）

（委員）

見直しの検討の結果、いずれもランクが上がっているようであるが、一般的にいて河川の水質が改善されていると考えてよいか。水質が悪くなっているというケースはなかったか。

（部会長）

全て良くなっている。悪くなったところはなかった。

（委員）

水環境の面からすると、富山県内の河川は非常によい状況にあると考えてよいか。

（部会長）

そのとおり考えてよい。

（委員）

見直しの基本的な考え方の中に、上位類型相当の水質の達成状況が直近6年間以上と11年間以上とあるが、これはどういうことか。

（部会長）

環境省は、A類型をAA類型に見直す場合は10年間、それ以外の見直しの場合は5年間続けて達成していることとしているが、富山県ではさらに1年プラスしている。

2. 富山県ツキノワグマ保護管理計画の策定について（答申）

（委員）

県内の個体数740頭との推定方法について、生息密度を出して生息可能森林面積を乗じて算定したということによいか。

また、個体群が2つあるとのことだが、その境目はどこか。

（部会長）

体毛を使って個体識別し、それを再捕獲した割合から何頭いるかが算出される。トラップをかけた周りの面積があるので、その面積が全体の中の何パーセントを占めるかということで算出している。

個体群の境は神通川としているが、便宜的な分け方である。

（委員）

平成14年頃から医王山をスタートにミズナラにカシナガの被害が出始め、クマの主食となる堅果類が単なるその年の豊凶だけでなく、カシナガの被害によってだんだん少なくなりつつあるのではないかと。加えてコナラにまでそれが広がっているということになると、クマの出没との相関関係、これからの対策といったものも考慮に入れる必要があるのではないかと。思う。

県では、今のミズナラの問題、クマの出没との相関というのはどの程度つかんでいるのか。また、それらに対する今後の対策はどうすべきなのか、専門部会での検討状況をお聞かせ願いたい。

(事務局)

堅果類とクマの出没とは相当因果関係があると思っている。21年度は並作、豊作ということで、人身事故もゼロであり、クマの出没、目撃、痕跡等の情報もこれまでになく少ない件数であった。豊凶調査については、毎年きちんと実施し、情報提供したいと思っている。また、こうした変化についてもモニタリング調査を継続的に実施し、情報が得られれば計画の見直しなどの対応につなげたい。

(事務局)

カシナガキクイムシによるミズナラ、コナラの枯死、これがクマの出没に影響するかについては調査中であるが、枯死による出没との相関関係はまだ顕著なものは見られない。定性的には全県下に広がっているが、クマの出没に影響を与えるほど大きなものにはなっていないのではないかとこの見解を聞いている。

ただ、カシナガの被害は進行中であるので、今後も状況を注視しながら、クマの出没との相関関係につながるかどうかモニタリング調査を続けていくこととしている。

(委員)

森林の対策については、水と緑の森づくり税の活用等も行い、県民全体でとやまの森づくりを推進することとしている。県民全体で参加することにより、生物やクマの生態について学ぶことが出来るのではないかと、部会においても話し合いがなされた。

(委員)

捕獲上限数88頭というのは、ここ数年達しているのか。今後88頭に近づけて積極的に捕獲する方策をとっていくということか。

(事務局)

年平均で60頭。平成16年と18年は100頭を超えているが、その他の年については88頭を下回っているため、この基準で適当ではないかと思っている。

あくまでも上限を88頭ということで、有害捕獲で88に近い、あるいは超えることとなれば、狩猟は控えるということになる。これは年度ごとの上限であり、積極的に88頭捕獲するというわけではない。

(部会長)

88頭というのはあくまで上限であるが、大量出没となるとそれを超えて捕獲されることもあると思う。人身事故が多く発生した場合は制限なしということにもなりかねないが、その翌年の捕獲はさらに抑える必要があるだろうという議論があった。

88頭を積極的に捕獲するという事は行わない。また、狩猟を含めた上限ということで、春に大量出没があると狩猟がゼロということもありうる。

3. 富山県廃棄物処理計画の改定について(諮問)

(委員)

一般廃棄物の処理で、直接埋立されているものがあるが、全く処理ができないのか。できるだけ埋立量は減少させていかなければならないと思うが、具体的にどういうものが含まれるのか。また、最終処分の方式はいくつかあると思うが、どのような方法がとられているのか。

(事務局)

現状は、メタル組成が多く含まれておらず、かつ、小さなプラスチック系の不燃物や大きな粗大ごみなどが直接埋め立てられていると聞いている。家庭から排出される一般廃棄物のごみは、市町村、ブロック単位で処理しているが、機械の性能等によって処理できないところもあるので、委員ご指摘の事項を踏まえ、広域処理することで対応できないかと考えている。

また、市町村の最終処分場の形式は、廃棄物処理法で定めるところにより、管理型処分場である。

(委員)

生ごみを処理した溶融スラグの資源化が行われているが今ひとつ伸びない。スラグをコンクリート二次製品の骨材として使用することについて、うまくいくような検討も計画改定の中で審議してほしい。

4. 温泉動力装置の許可について(報告案件)

<質疑事項なし>

5. 鳥獣保護区の指定等について(報告案件)

<質疑事項なし>

6. 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(報告案件)

(委員)

最近、世界的に注目されている環境問題に窒素飽和がある。

大気降水物に混じって大量に窒素が陸域、海域に降ると窒素飽和現象が起き、植物の植生の衰退や、土壌の酸性化を促し、過剰の窒素が地下水とともに流れ出して水域の富栄養化を引き起こすのではないかと考えられている。世界中の様々な場所で測定された例では、河川の源流域で酸性化と窒素濃度が高まっている。

水質の測定において、源流域や湧水の窒素濃度をとらえていけば、これから大きな問題になるかもしれないが、窒素飽和の現状についてわかるのではないか。